

(地Ⅲ28F)

平成28年4月22日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

熊本地震発生を受けた行政備蓄抗インフルエンザウイルス薬
(タミフル・リレンザ) の使用について

今般、熊本地震で被災された地域の避難所等においてインフルエンザの感染予防又は治療用として使用が必要と認められる場合には、それぞれの都道府県（被災地への支援を行う被災地以外の都道府県を含む）が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を被災された方々に対して提供することが可能となった旨、厚生労働省より各都道府県宛別添の事務連絡がなされましたので情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会等への情報提供方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 2 8 年 4 月 2 0 日

各都道府県 衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

熊本地震発生を受けた行政備蓄抗インフルエンザウイルス薬
(タミフル・リレンザ)の使用について

平成 2 8 年 4 月 1 4 日に発生した熊本地震につきましては、被災された地域の避難所等においてインフルエンザ等の感染症がまん延する危険性があり、また、それに対応した必要物資の不足等の発生が懸念されています。

現状においては、抗インフルエンザウイルス薬の製造販売業者及び卸売販売業者の在庫量は確保されており、必要量については十分に供給可能な状況にあると聞いていますが、加えて以下の対応をとることとしますのでお知らせします。

現在、都道府県において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬については、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づく目的以外の使用及び譲渡はしないこととされています。

この度、別添でお示ししているとおり、都道府県において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を今般の地震対応として使用することについて、製造販売業者の同意が得られたところです。

つきましては、被災された地域の避難所等においてインフルエンザの感染予防又は治療用として使用が必要と認められる場合には、それぞれの都道府県（被災地への支援を行う被災地以外の都道府県を含む）において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を被災された方々に対して提供することが可能となりましたので、適切なご対応をお願いします。

なお、概要につきましては、下記をご参照下さい。

記

1 タミフルについて

- 都道府県の備蓄タミフルについて、感染症対策（インフルエンザ罹患予防及び治療）として必要と認められる場合につき使用することができます。
- 現在、市場流通用タミフルについては、製造販売業者及び卸売販売業者の在庫が十分に確保できており、万全の供給体制をとっています。

2 リンゼについて

- 都道府県の備蓄リンゼについて、被災地の方々のインフルエンザ罹患予防及び治療用に使用することができます。
- 現在、市場流通用リンゼについては、製造販売業者及び卸売販売業者の在庫が十分に確保できており、万全の供給体制をとっています。

(参考資料 1)

「熊本地震被災地における行政備蓄用タミフルの使用許諾について」

中外製薬株式会社

(参考資料 2)

「熊本地震被災地における行政備蓄用リンゼの使用につきまして」

グラクソ・スミスクライン株式会社

中外製薬株式会社



平成 28 年 4 月 19 日

厚生労働省健康局

結核感染症課長

浅沼 一成 殿

中外製薬株式会社

営業本部長 加藤 進



熊本地震被災地における行政備蓄用タミフルの使用許諾について

今般、貴課より、この度の熊本地震による被災者の方々において、避難所等での不自由な生活に加えてインフルエンザ感染症の蔓延の危険性が見受けられるとのことから、都道府県及び国が新型インフルエンザ対策として備蓄している「タミフル」を当該被災者のインフルエンザ罹患予防及び治療用として使用したいとのご意向を承りました。つきましては、弊社としての回答を下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 行政備蓄用タミフルにつきましては、その売買契約条項において、「政府が策定した新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく目的以外の使用又は譲渡はしないものとする」としています。
2. また、現在、市場流通用タミフルの供給につきましては、弊社及び医薬品卸売販売店において十分なる在庫量を確保しており、被災地やその近隣の医療機関はもとより全国の医療機関の需要に対して万全の供給体制を整えています。
3. しかしながら、この度の巨大地震により長引く避難所生活を強いられている多くの被災者の方々の窮状に鑑みて、感染症対策（インフルエンザ罹患予防及び治療）として必要と認められる場合につき、都道府県及び国が備蓄されているタミフルの使用を、弊社としても異存なく同意申し上げます。

以上

2016 年 4 月 20 日

厚生労働省健康局結核感染症課長
浅沼 一成 殿

グラクソ・スミスクライン株式会社
代表取締役社長 フィリップ・フォシエ



熊本地震被災地における行政備蓄用リレンザの使用につきまして

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の熊本地震による被災者の方々において、被災地の避難所等で大変不自由な生活を強いられておられるなか、インフルエンザ感染症の発生及びまん延が懸念されており、国および都道府県が新型インフルエンザ対策用として行政備蓄しているリレンザを提供し、被災者の方々の季節性インフルエンザ罹患予防および治療用として使用したいとのご意向を頂きました。

本件につきまして、弊社として、以下のとおりご回答を申し上げます。

- 現在、市場流通用リレンザは弊社在庫、卸在庫ともに十分に確保されており、被災地の医療機関のみならず全国の需要に対し万全の供給体制をとり安定供給に努めております。
- 行政備蓄用リレンザにつきましては、その売買契約書において、政府が策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づく行政備蓄用とし、これ以外の目的で使用し、または譲渡しないものとする旨と記されています。
しかし、この度の被災地の現状を鑑み、行政備蓄用リレンザの使用が必要と判断される場合につきましては、国および都道府県が新型インフルエンザ対策用として行政備蓄しているリレンザを、被災者の方々の季節性インフルエンザ罹患予防および治療用として使用することについて、弊社は異存なくご同意申し上げます。
- 今回の対応によって行政備蓄用リレンザを使用されました場合につきましては、弊社在庫品にてその使用分を無償補充させていただきます。

以上